## 岩手県告示第 501 号

県立体育館条例の一部を改正する条例 (平成 17 年岩手県条例第 103 号) 附則第 2 項の規定により、岩手県営体育館の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表1に掲げる額(附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額)
- 2 県立体育館条例の一部を改正する条例による改正後の県立体育館条例(昭和 42 年岩手県条例第 23 号。以下「改正後の条例」 という。)第4条の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 1により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

## 表1 施設の利用料金

	普通利用料金										
区 分			全館貸切使用						区分使用	個人使用	特別利用料金
		8 時から 12 時まで	12 時から 17 時まで	17 時から 21 時まで	8 時から 17時まで	12 時から 21 時まで	8 時から 21時まで	1区分1時間 までごとに	1 人 4 時間ま でごとに		
入料を収な場 場等徴しい合	アチアポツ使す場マュスーに用る合	学生及 び生徒	円 2,650	円 4, 150	円 5, 530	円 6, 800	円 9, 680	円 12, 330	円 480	円 80	休日割増料 日曜日、土曜 日、国民の祝日に 関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休 日、12 月 29 日か
		一般	5, 300	8, 300	11,060	13, 600	19, 360	24, 660	820	90	
	その他の催しに 使用する場合		26, 480	41, 470	55, 320	67, 950	96, 790	123, 270	2, 410		ら31 日までの日 並びに1月2日 及び3日(以下
入料を収る合	アチアポツ使す場マュスーに用る合	学生及 び生徒	5, 300	8, 300	11,060	13, 600	19, 360	24, 660	680		に、その場でである。 に、その場では、 に使用する。 に、使用ではの場でである。 利用料は、 利用料は、 100円末満がである。 は、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、
		一般	10, 600	16, 600	22, 120	27, 200	38, 720	49, 320	1, 150		
	そ他催に用る合	興しうで場 行てもな合 と行のい	39, 720	62, 210	82, 980	101, 930	145, 190	184, 910	3, 790		
		興しうで場 と行のる	79, 440	124, 420	165, 960	203, 860	290, 380	369, 820	7, 240		

- 備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
  - 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間 1 時間につき、8 時前及び 21 時後のときは 17 時から 21 時までの、8 時から 12 時までのときは 8 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 12 時から 17 時までの、17 時から 21 時までのときは 17 時から 21 時までの区分の利用料金の額の 1 時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
  - 3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3月以上6月未満	95 パーセント
6月以上12月未満	85 パーセント
12 月	75 パーセント

## 表 2 附属の施設又は設備の利用料金

		利用料金				
区分	単位	アマチュアスポーツに使用す る場合	その他の催しに使用する場 合			
会議室	1時間までごとに	円 220	円 520			
ステージ	1時間までごとに	220	680			
選手控室	1室1時間までごとに	180	360			
放送設備	1式1時間までごとに	220	520			
電光掲示板	1式1時間までごとに	260	520			
総合演技台	1台1時間までごとに	1,050	2, 090			
ピアノ	1台1時間までごとに	420	840			
いす (3人用)	1脚5時間までごとに	30	60			
いす (1人用)	1脚5時間までごとに	20	40			
机	1台5時間までごとに	30	60			
体操用具	1式1時間までごとに	850	1, 700			
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	130	260			
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	60			
テニス用具	1式1時間までごとに	40	80			
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	80			
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	60			
卓球用具	1式1時間までごとに	60	120			
フットサル用具	1式1時間までごとに	40	80			
トランポリン	1式1時間までごとに	130	260			
レスリングマット	1式1時間までごとに	150	300			
ショートマット	1枚1時間までごとに	30	60			
ロングマット	1枚1時間までごとに	40	80			
シャワー	1回につき		円 100			
電気料及び暖房料	雷与を使用する場合では明確	- '  を使用する期間においては、実費を基準				

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の設備の利用料金(電気料及び暖房料を除く。)は、 同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表2に掲げる利用料金の額の表1の備考3の表の右欄に定め る割合に相当する額とする。

## 表3 改正後の条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円